

平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴルフ・ドゥ  
代表者名 代表取締役社長 伊東龍也  
(コード番号 3032 名証セントレックス)  
問合せ先 取締役経営管理本部長  
大井康生  
(TEL. 048 - 851 - 3111 )

## 取締役ならびに監査役に対する報酬として

### 新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、当社取締役に対する非金銭報酬等として年額 1,640 万円（うち社外取締役 70 万円）、監査役に対する非金銭報酬等として年額 360 万円の範囲で新株予約権を発行することのご承認を求めめる議案を、下記のとおり、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

(記)

#### 1. 当社取締役ならびに監査役に対して、報酬として新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、また当社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的とするものであります。

#### 2. 当社の取締役ならびに監査役に対する報酬等としての新株予約権の発行について

当社の取締役の報酬額は、平成 12 年 6 月 5 日開催の臨時株主総会において年額 1 億 6,000 万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まない。)、監査役の報酬額は年額 2,000 万円以内とご承認いただいて今日に至っておりますが、従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情にかんがみ、当該報酬額とは別枠で、取締役に年額 1,640 万円（うち社外取締役 70 万円）、監査役に年額 360 万円の範囲内で新株予約権を付与することといたしたいと存じます。

### 3. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、監査役

### 4. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 150 株（うち社外取締役割当て 5 株、監査役割当て 27 株）を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

#### (2) 新株予約権の総数

150 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の数の上限とします。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とします。ただし、上記 (1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

#### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に (2) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とします。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない

場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額(1円未満は切上げ)とします。

なお、当社が株式分割または株式併合その他株式数の変更をすることが適切な場合には、当社が必要と認める処理を行うものとします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当日の翌日から5年間とします。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役ならびに監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り、ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- ②その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

- ①当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

①合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(11) 新株予約権のその他の内容

上記に定めるものの他、新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

(注) 上記の新株予約権の発行については、平成19年6月28日開催予定の当社第20期定時株主総会において当該議案が承認可決されることを条件としております。

以 上